

地域自治組織づくり マニュアル

～自分たちのまちは自分たちの手で～

奈良市 自治連合会
地域自治協議会推進部会

令和6（2024）年4月

目 次

第1章 地域コミュニティの概要

1. 地域コミュニティのこれから	1
2. 地域自治組織づくりマニュアル	1
3. 地域コミュニティの状況	2
4. 地域と市を結ぶ、新たな仕組みの必要性	3

第2章 新たなコミュニティ 地域自治協議会

1. 地域自治協議会の概要	4
(1) 地域自治協議会とは	
(2) 地域自治協議会の構成	
(3) 地域自治協議会の活動エリア	
(4) 地域自治計画によるまちづくり	
(5) 地域自治協議会の活動拠点の確保・整備	
(6) 地域自治協議会の役割	
2. 地域自治協議会の効果	6
(1) 地域にとっての効果	(2) 行政にとっての効果
(3) 複合的な効果	
3. 地域自治協議会の取組事例・パンフレットの紹介.....	7

第3章 地域自治協議会の設立方法（例）

1. 設立までの流れ	9
(1) 事前調整	(2) 地域住民への啓発活動
(3) 設立準備会	(4) 地域課題の把握
(5) 地域自治計画の作成	(6) 事業計画・予算の作成
(7) 地域自治協議会の設立	
2. 設立準備会、地域自治協議会の要件等	12
(1) 設立準備会の要件	
(2) 地域自治協議会の設置、認定及び運営	
3. 奈良市地域づくり一括交付金	14

資料

【参考】 地域自治組織設立準備会 会則（例）	17
地域自治協議会 規約（例）	18
地域自治協議会に関するQ & A	28

第1章 地域コミュニティの概要

1. 地域コミュニティのこれから

今は元気な地域も、10年後にはどうなるのでしょうか、大丈夫でしょうか？

近年、社会を取り巻く状況の変化により、これまで行政側が担ってきた画一的な公共サービスでは、多様化・複雑化するニーズに対応することが難しくなってきました。

今後、行政は従来どおり画一的な公共サービスだけを提供するのではなく、それぞれの地域特性や住民ニーズを尊重しながら、その地域に適した公共サービスを展開していく必要にせまられてきます。

また、行政の手が届かない地域の課題に対しては、補完性の原理¹に基づき、これまで奈良市自治連合会をはじめ、各種団体や地域住民が解決に向けた取組を進めてきました（図表1）。

しかしながら、少子・高齢社会の進展、ライフスタイルの多様化に伴う自治会加入率低下などの影響により、地域コミュニティ機能の弱体化が現実となっていました。

のことから、住民が知恵を集めて地域の自治の力をフルに活かしながら地域の課題を解決するため、住民の合意や共通理解のもとで多くの住民の協力を得る新たな仕組みづくりを進めていく必要があります。

図表1 補完性の原理イメージ



2. 地域自治組織づくりマニュアル

これらの状況を踏まえ、市自治連合会では、地域で活動するさまざまな団体が協力し、意見をまとめた上で行政と連携しながら協働して地域課題を解決し、まちづくりを進めていく新たな組織である「地域自治協議会」の設立を推進しています。

このマニュアルは、地域自治協議会の必要性、役割や設立までの流れなどについて、奈良市自治連合会（地域自治協議会推進部会）の考えを取りまとめたものです。

¹ 個人や家庭で解決できることは個人や家庭が取り組み、個人や家庭が解決できないことは地域が取り組み、個人・家庭や地域でも解決できないことは行政が取り組む、という考え方。

3. 地域コミュニティの状況

これまで、地区自治連合会、自治会（町内会）、地区社会福祉協議会、PTA、民生委員・児童委員協議会、万年青年クラブ、自主防災・防犯組織、消防団・女性防災クラブなどの団体が、それぞれの活動を通して地域を支えてきました。

その中でも、現在市内に49存在する地区自治連合会は、その地区内の自治会で構成される連合体であり、地域住民の親睦・交流を図るほか、地域の意見や要望をとりまとめ、行政との連絡・調整を行うなど、地域課題を解決する上で重要な役割を担ってきてています。

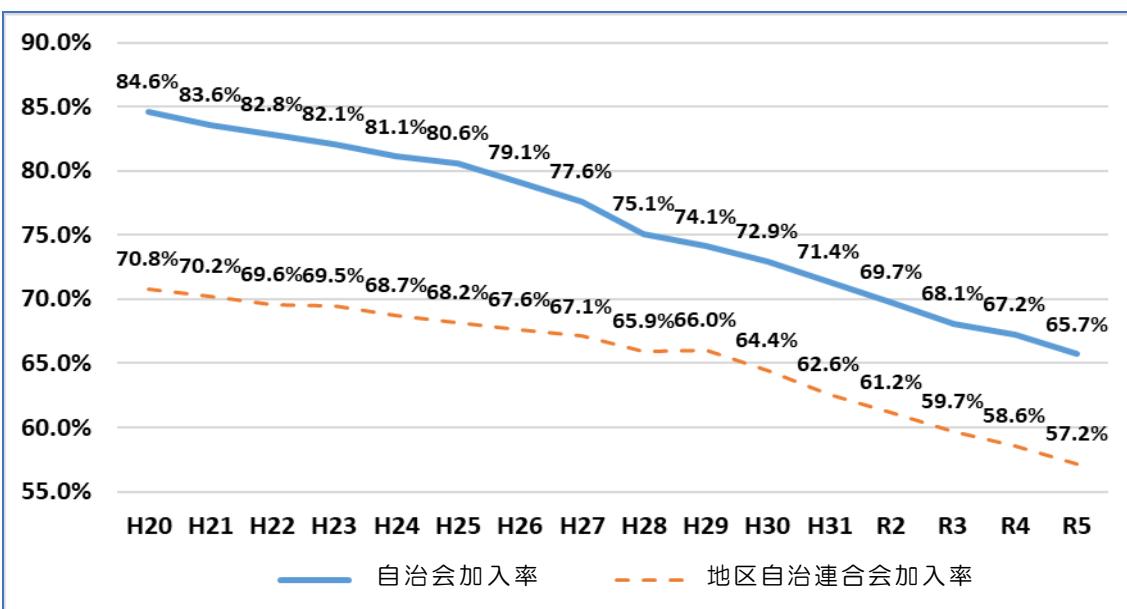
しかしながら、地区自治連合会は地区内の全ての自治会が加入しているわけではなく、地区自治連合会に加入する世帯の割合は過去15年間（平成20年→令和5年）で13.6ポイント低下している状況です。（図表2—破線）

さらに、地域コミュニティの基盤となる自治会の加入率を見ると、この15年間（平成20年→令和5年）で18.9ポイント低下している状況で（図表2—実線）、ライフスタイルや価値観の多様化によって住民の間で地域コミュニティへの帰属意識の希薄化が進むとともに、地域活動に無関心な住民の増加などもあり、担い手不足が深刻な問題となっています。

このように、先に述べた人口減少社会の到来は地域の担い手不足に一層拍車をかけており、これまで地域コミュニティが担ってきた、防災防犯・福祉・教育・文化・環境の保全などさまざまな課題への対応力が、今後ますます低下していく恐れがあります。

図表2 奈良市の自治会・地区自治連合会加入率の推移

基準日：各年4月1日



4. 地域と市を結ぶ、新たな仕組みの必要性

このような状況に対応していくためには、住民が自分たちの意見をまとめ、これまで以上に地域の連帯感を強めるとともに、地域を支える多様な主体が連携協働し、主体的に課題解決に取り組む、住民自治のまちづくりを進めていく必要があります。

自治会などの地縁組織、各種団体に加え、事業者やNPO・ボランティア団体などが地域課題解決のために連携することにより、活動の担い手が確保される、課題解決のための新たなアイデアが生まれるなどの効果が期待できます。

そのうえで、地域と市が対等な関係のパートナーシップの体制を構築していくことが大切で、これまで各地区の自治連合会・各種団体と市の担当部局が個別に連絡を取りあい、連携し、その受け皿となってきましたが、いわゆる「縦割り行政」の弊害により、地域課題に柔軟に対応できない場合が多々ありました。

そこで、地域の多様な主体の連携協働にあわせて、行政も対応窓口や補助金・支援の一本化などを行うことにより、住民だけ、行政だけでは解決が難しい課題であっても、効果的に解決することができるようになります。

こうした考え方のもと、一定の区域を単位として、地域の課題解決に向けた総合的・包括的な取組を行うプラットフォーム的な「地域自治組織」が全国各地で立ち上げられ、地域特性や課題に応じた活動が展開されています。

私たち奈良市自治連合会は、この地域自治組織を「地域自治協議会」としています。

＜参考＞

「奈良 しみんだより」平成29年10月号掲載
仲川市長の今後4年間の本市の取組から 抜粋

奈良市の成長戦略

新しい自治の仕組みである「地域自治協議会」の創設を積極的に支援、
地域密着で市民生活を支えるプラットフォームを確立させます。

人口の減少や少子高齢化の進展、市民ニーズの多様化等により、地域生活の中で日々生まれるさまざまな課題に対し、行政だけでは対応できないことも非常に多くなっている一方で、地域の担い手不足も深刻なものとなっています。

これらの課題を解決するために、それぞれの分野で活動している地域のさまざまな団体が一つのプラットフォームを構築し、行政とも密接に連携を図りながら、自分たちの地域の未来を自分たち自身でしっかり選びっていく、そして、自ら行動していく、その取組を行政がしっかりと支えていくことが重要です。

第2章 新たなコミュニティ 地域自治協議会

1. 地域自治協議会の概要

(1) 地域自治協議会とは

地域自治協議会は、住民自治によるまちづくりを行うための地域を一体化した新たな地域コミュニティ組織のことです。

(2) 地域自治協議会の構成

これまで地域コミュニティの中心的役割を担ってきたのが自治会であり、自治会長が既存の市民公益活動団体（奈良市自治連合会など）の役員を担っている場合が多いことなど、新しいコミュニティの形成にあたっての素地があります。

地域自治協議会は、各地区の自治連合会などが中心となり、地域で活動する各種団体や住民が連携して協議を行います。また、この地域自治協議会は、各種団体への加入の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、地域の住民全員が地域自治協議会の構成員となり、活動に参加することができます。

【構成団体の例】

- 地区自治連合会 ○自治会（町内会） ○地区社会福祉協議会 ○地区民生委員・児童委員協議会
- 自主防災防犯組織 OPTA ○万年青年クラブ ○子ども会・地域婦人団体・日赤奉仕団
- 消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校・学校支援団体 ○子育て団体
- マンション管理組合 ONPO・ボランティア団体 など

(3) 地域自治協議会の活動エリア

地域自治協議会は、一定のまとまりのある地域として、基本的にはおおむね小学校区ごとに設置することとし、その区域を活動エリアとします。

ただし、地域自治協議会を担うのは住民であることから、隣接する区域が一体となるなど、住民が活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定することも可能です。

【小学校区を活動エリアとする考え方】

- 多様な市民公益活動団体や新しい地域コミュニティの担い手が見込まれるよう、単一自治会のエリアより広範囲であることが望ましいため。
- 小学校区であれば互いの顔が見えて、地域住民の連帯意識、地域の歴史・資産の共有を強く感じることができるため。
- 既存の団体間の連携や新しいコミュニティの形成にあたっての下地があるため。

(4) 地域自治計画によるまちづくり

地域自治協議会は、地域のまちづくりを進めていくためにみんなで話し合い、まちづくりの将来像や活動の方向性をまとめた「地域自治計画」にもとづき民主的にまちづくりに取り組みます。

図表3 地域自治組織の構成イメージ（一例）



(5) 地域自治協議会の活動拠点の確保・整備

地域自治協議会が活動を行うための拠点として、既に地域に設置されている各種の公共施設や地域の集会所を可能な限り利活用することとします。

あわせて、活動拠点となる公共施設が設置されていない地域も存在するため、奈良市自治連合会は、全地区について奈良市と確保・整備のための協議を進めています。

(6) 地域自治協議会の役割

地域自治協議会は、地域の現状や課題にもとづいてさまざまなまちづくり活動を行うほか、地域の要望を取りまとめ、市へ提言を行うなどの役割を担います。

また、地域自治協議会の活動を継続的に実施していくためには、連携・交流によって地域内の絆を深めるとともに、段階的・計画的に活動を拡大していくことが望まれます。

【地域自治協議会の主な役割】

- | | |
|------------|---|
| ①まちづくり活動推進 | • 地域の課題解決に向けた活動
• 地域自治計画の作成・実施 |
| ②要望集約・提出 | • 地域内の要望や意見の集約・提出 |
| ③施策等の提言 | • 地域内の活動を踏まえた施策・事業の提言 |
| ④情報共有の窓口 | • 市の担当部局を通じた情報の送達・授受 |
| ⑤地域連携の強化 | • 各団体間の情報連絡
• 各団体が実施するイベントの調整・相互参加協力 |

2. 地域自治協議会の効果

地域自治協議会は、地域内の各団体のネットワーク化及び相互補完を図るもので、それぞれの地域の特色を生かした組織として地域の課題にきめ細かく対応できることなどから、地域・行政の双方にさまざまな効果がもたらされます。

(1) 地域にとっての効果

○相互補完

個別では解決が難しい課題でも、多様な主体が協力することで解決に近づきます。

○一体感の向上

地域の誰もが参加し、活動に取り組むことができる組織であることから、地域内の一体感の向上が期待できます。

○相乗効果

協議会を構成する多様な主体が連携・協力することで、従来からの活動が活性化したり、新たな活動が生まれたりする可能性があります。

○効率性向上

地域内の重複した活動が一本化されることにより、効率的な役割分担が可能となり、住民が参加しやすくなります。

(2) 行政にとっての効果

○地域の要望・提案の効率的かつ迅速な把握

地域で調整集約された要望・提案等を市に提出し、市側が効率的かつ迅速に把握することができるようになります。

○地域の実情に応じた迅速かつ一体的な対応

横断的・多面的に把握した地域の要望・提案等を基に、地域の実情に応じて、市が迅速かつ一体的に対応することが可能になります。

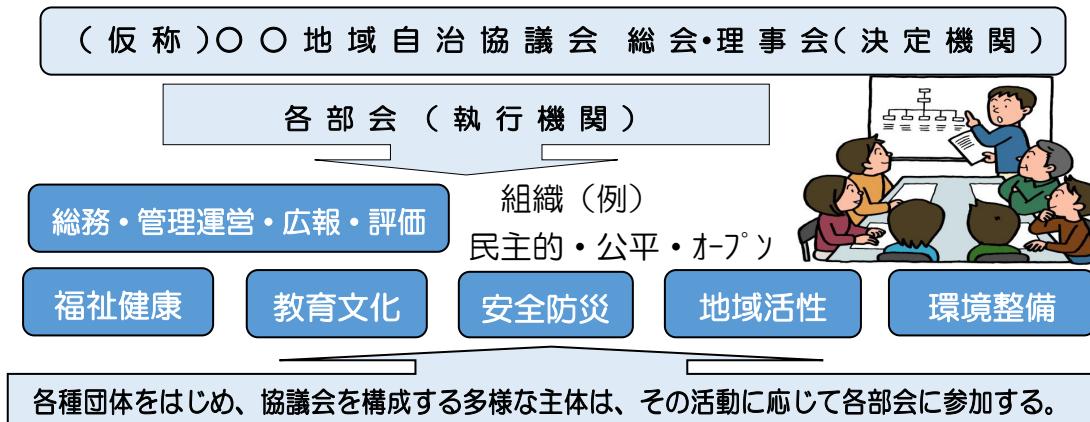
(3) 複合的な効果

○地域と市側双方からの施策提言の機会・場が容易に確保できます。

○地域ニーズに密接に対応した市の政策づくりが可能になります。

○両者にとって情報の公開と共有による合意形成の場が担保されます。

図表4 地域自治組織のイメージ（活動分野別にグループ化した場合）



3. 地域自治協議会の取組事例・パンフレットの紹介

市内の各地域で地域自治協議会が設立されています。
取組や成果を尋ねてみました！

済美南地区自治協議会 おは～こども食堂プロジェクト

代表 脇阪 麻水さん(左から2人目)



18歳未満の地域の子どもたちを対象に毎週木曜日の放課後、子ども食堂を開いてみんなと一緒にワクワク楽しく過ごしています。

当初は地区社会福祉協議会のメンバーが中心でしたが、地域自治協議会ができるからは、地域の方々と話し合える機会ができ、今では子ども食堂の運営に多くの人の協力が得られるようになりました。

私たちの活動が奈良市全体に広がり、子ども食堂が子どもたちの笑顔があふれる居場所になればいいなあと思っています。

困りごとお助け隊



平城西地域自治協議会 会長 大形 楠紀さん

芋掘り体験

平城西地区の課題は自治会長が毎年代わること、地域で活動する団体が縦割りで連携をとるのが難しいことになりました。

地域自治協議会というプラットフォームができ、各種団体が一堂に集まって活動することで横のつながりが強化され、女性防災クラブが設立されるなど防災活動も地域で継続して行われるようになりました。

また、民生委員さんと社協さん、ボランティアの皆さんで立ち上げた「困りごとおたすけ隊」は地域の高齢者の生活の大きな支えとなっています。



地域自治協議会の活動風景(抜粋)

～これからも地域が一つになり様々な活動に取り組みます。～



地域のみんなで川の清掃活動(大安寺西川辺のまちづくり協議会)



地域の各種団体による夏祭り
(明治地区自治協議会)

このように、地域自治協議会を設立した地区は地域が一つになり、様々な活動に取り組んでいます。

奈良市は地域自治協議会の設立や運営を推進しています。

地域自治協議会は「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」に定められた組織です。市ではさまざまな支援を行っています。

○地域づくりコーディネーターによる支援

設立の相談から設立後の運営まで、地区担当の地域づくりコーディネーターがサポートします。

○活動拠点の整備

地域ふれあい会館等の活動拠点の整備を推進しています。

○活動資金の支援

地域づくり一括交付金として、区域内の人口に応じて40万円～60万円を交付しています。また、自治連合会及び自主防災・防犯組織の交付金と一括して交付を受ける場合は、自治会未加入世帯分が加算されます。



奈良市役所 市民部 地域づくり推進課
〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
TEL 0742-34-5193 FAX 0742-34-5194
E-mail chiikidukurisuushin@city.nara.lg.jp



奈良市には、令和6年4月現在16の地域で地域自治協議会が設立しており、今後さらに地域自治協議会の設立を推進するため、パンフレットを作成しました。ご希望の方は、ホームページからダウンロードいただくか、上記連絡先までご一報ください。

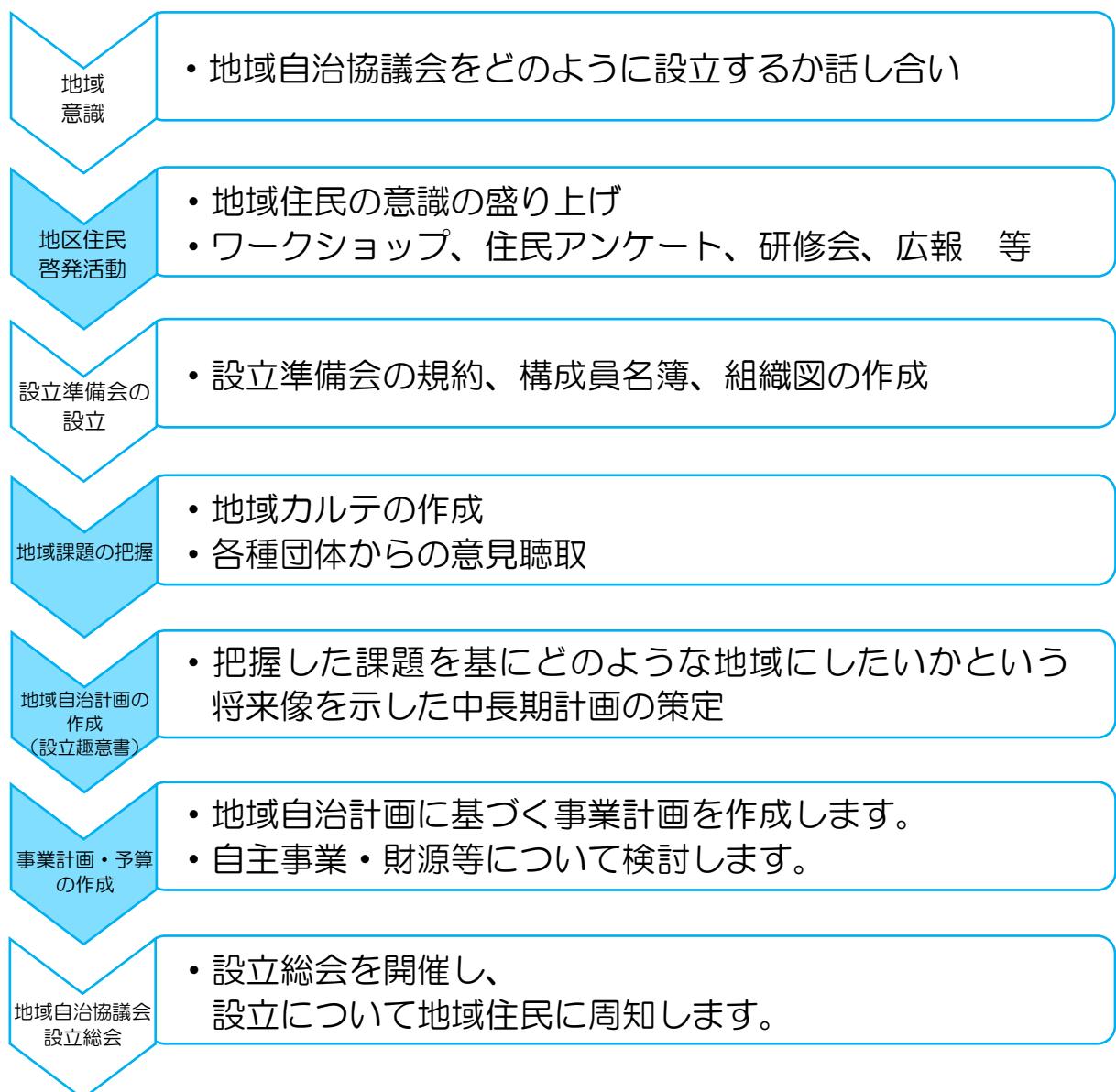
地域自治協議会設立推進パンフレット

第3章 地域自治協議会の設立方法（例）

1. 設立までの流れ

～地域自治協議会の運営について～

地域自治協議会は、組織の円滑な運営に努め、地域の実情を把握し、地域内の市民公益活動団体の連携を図りながら、より良い地域づくりを目指すため、地域自治計画を作成し、計画に基づいた事業を実施します。



（1）事前調整

概ね小学校区域をもとにした50地区の地域自治協議会の設立を目指しています。自治連合会など先導的立場の団体や地域住民は、地域自治協議会の設立について、市と相互に連絡を取り話し合いながら進めていきます。

1. 地域で活動する各団体の代表者や連絡先の把握
2. 各団体の参加意思の確認

【構成団体の例】

○地区自治連合会 ○自治会（町内会） ○地区社会福祉協議会 ○地区民生委員・児童委員協議会
○自主防災防犯組織 OPTA ○万年青年クラブ ○子ども会・地域婦人団体・日赤奉仕団
○消防団・女性防災クラブ ○商店・事業者 ○学校・学校支援団体 ○子育て団体
○マンション管理組合 ONPO・ボランティア団体 など

（2）地域住民への啓発活動

地域住民や地域の他の団体に対し、地域自治協議会について参加を呼びかけます。

啓発活動の一環として、地域に根付いた活動を展開している自治会、専門的な立場から課題解決に取り組む市民団体やNPO等に加え、まちづくりに意欲のある地域住民等も参画して、ワークショップや住民アンケート、研修会等を行うことが望まれます。

（3）設立準備会

地域住民は、地域自治協議会設立準備会の開催に向け、地域で取り組むべき事業の内容や規約案などの書類づくりを進めます。

（4）地域課題の把握

地域の状況や課題を把握した「地域カルテ」を作成して、地域住民で共有することが大切です。また、各種団体等から課題や意見を聴きとり、情報を共有します。

（5）地域自治計画の作成

地域カルテで把握した状況や課題をもとに、どのような地域にしていきたいかという将来像（目標）や方向性をまとめた中長期計画を策定します。

地域自治計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境を考えて、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。

《策定する手順》

①計画を策定するメンバーの決定

計画を作る固定的なメンバー（プロジェクトチームなど）を決めます。

この場合でも、多くの地域住民の意見や提案を反映させるために、メンバー以外の住民を交えてのワークショップや意見交換会などを実施することが望されます。

②現状把握と将来像の作成

各種団体からの意見や住民アンケートなどにより、現状と課題を把握し、まちづくりの将来像（目標）を定めます。目標は必ずしも一つではなく、例えば、部門ごとや分野別に複数の目標を定めることも考えられます。

地域自治計画を策定する上で、地区内に存在する文化財や地区の特色などを有効に活用することも大切です。そのため、計画を策定する際には、地区内の有形・無形の資源を発掘することも重要になります。

③実施事業の検討

基本方針に沿った具体的な事業を掲げます。このときに事業の実施主体となる者（住民、自治会、地区、行政、または地区と行政の協働など）の役割分担も併せて決めておきます。

④実施スケジュールの検討

自治会等や地区が実施する施策（事業）について、いつごろ実施するかなど、スケジュールを決定します。

⑤地域住民への周知

地域自治計画が完成したら、地域住民に周知するとともに事業への協力を呼びかけます。

（6）事業計画・予算の作成

地域自治計画に基づき、各年で実施する事業について協議し、事業計画を作成します。
併せて自主事業・財源等について検討し、年間予算を作成します。

（7）地域自治協議会の設立

地域住民による地域自治協議会設立総会を開催し、準備会の案をもとに決定します。

検討協議（総会付議）の内容は、

- ・地域自治協議会の代表者及び役員
- ・地域自治協議会の規約（総則・構成・役員・会議・総会・理事会・部会や委員会事務局・地域自治計画・資産や会計・監査・規約の変更及び解散など）
- ・地域自治計画（ビジョン・課題・年度計画など）
- ・地域自治計画にもとづく地域自治協議会の事業及び予算
- ・市への認定申請
- ・次回会議開催内容及び時期 など

設立総会で決まったことは、自治会などの協力のもと回覧等で地域住民に周知します。



2. 設立準備会、地域自治協議会の要件等（奈良市の条例・規則・要綱から抜粋）

地域自治協議会は、その地域を代表するにふさわしい組織要件が必要で、行政の協働の相手方として制度的に認定を受けることになります。

但し、当該地区の歴史が浅く活動団体が少ないケースもあり、その場合は、代表するにふさわしいか、実現性は高いかなどを総合勘案して認定されることになります。

（1）設立準備会の要件（「準備交付金 300,000 円」の交付対象となる準備会）

まず、設立のための準備会については、次の要件を満たす必要があります。

① 概ね小学校区を区域とし、原則として当該区域が他の地域自治協議会又は他の地区自治連合会の区域と重複しないこと。

② 区域で活動する各種団体が協議会の設立に対して理解があること。

○準備会の主体となる団体に制限はありませんが、交付金の申請にあたっては、地域自治協議会を設立する上で中心的な役割を担う地区自治連合会（加入する単位自治会を含む）、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織に説明したうえ、同意を得てください。

③地域自治協議会の設立に対する機運が高く、その実現性が高いこと。

④区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他の多様な主体で構成されていること。

⑤区域の住民誰もが希望すれば準備会の活動に参画できること。

⑥政治的活動又は宗教的活動を行っていないこと。

＜構成団体例＞

分類	団体名
地域社会	地区自治連合会(自治会含む)、万年青年クラブ、地域婦人団体
社会教育	人権教育推進協議会、地域教育協議会、学校・園 学校・園のPTA・保護者会、バンビホーム保護者会
福祉	地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会
健全育成	少年指導協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト スポーツ協会、子ども会
防災・防犯	自主防災防犯組織、交通安全指導員、地域安全推進員
交通安全・救護	消防団、女性防災クラブ、日赤奉仕団
事業所・NPO ボランティア等	事業所、商店会、NPO法人、ボランティア団体 マンション管理組合、まちづくり団体

○囲み線は参加が必須の団体、下線は原則として参加が必要な団体です。

＜注記＞準備会の活動のうち交付金の対象となる活動は、主に地域自治協議会の設立準備に関する活動と、地域自治計画の策定に関する活動です。

（2）地域自治協議会の設置、認定及び運営

地域自治協議会の定義、役割、認定及び運営について「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号、改正：令和元年奈良市条例第33号）」と「奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則（令和元年奈良市規則第40号）」から、その骨子を以下に紹介します。

＜定義；条例第2条第8号＞

地域自治協議会　　共同体意識の形成が可能な一定の地域（おおむね市立小学校の通学区域をいう。）において、当該地域の市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のものが一体となって民主的に運営し、地域づくりを行う組織で、市長の認定を受けて設置するものをいう。

＜役割；条例第8条の2＞ 地域自治協議会は、地域の課題解決を図るとともに、住まいよいまちづくりの推進に努めるものとする。

- 2 地域自治協議会は、民主的で透明性の確保された運営を行い、市民に開かれた取組を行わなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する事項は、規則で定める。

＜認定要件；規則第2条＞ （地域自治協議会を「協議会」と記述）

条例第2条第8号の規定による認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) おおむね市立小学校の通学区域を区域とし、当該区域が他の協議会の区域と重複しないこと。
- (2) 前号に掲げる区域（以下「区域」という。）内に居住する者を構成員に含み、次のいずれかの要件を満たすこと。
 - ア 区域内に存する自治会の半数以上が参加していること。
 - イ 構成員に含む自治会の加入世帯の総数が、区域内に存する自治会の加入世帯の総数の半数以上であること。
- (3) 地区自治連合会が参加しているほか、地区社会福祉協議会、地区民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織その他区域内で活動する団体が原則として参加しており、地域を代表すると認められる組織であること。
- (4) 区域に居住し、又は活動する市民、市民公益活動団体、事業者、学校その他のもので構成されていること。
- (5) 区域の住民の誰もが希望すれば協議会の活動に参加できること。
- (6) 区域の将来像、目標、基本方針等が明記された地域自治計画が策定されていること。
- (7) 政治的活動及び宗教的活動を行っていないこと。

＜認定の申請；規則第3条＞（要点のみ記述）

協議会の認定を受けようとする団体の代表者は、「奈良市地域自治協議会認定申請書」に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

○規約（記載事項は省略）、○認定の申請につき総会で議決したことを証する書類

○役員氏名・参加団体名、○暴力団排除に関する誓約書、○組織図、○地域自治計画

○区域を示す図面、○当該年度の事業計画及び予算書、○その他市長が必要と認める書類

＜組織及び運営；規則第6条＞

協議会の組織及び運営は、次に掲げる事項を基本とする。

- (1) 組織及び運営に関する基本的な事項を定めた規約を定めるとともに、意思決定を行うための機関を設置すること。
- (2) 協議会の会議が原則として公開されていること。
- (3) より効果的な取組の実現のために、区域内での情報共有や連絡調整を積極的に行うこと。

以上

3. 奈良市地域づくり一括交付金（奈良市の交付要領から抜粋）

地域自治協議会設立後の支援については、令和4年度から「奈良市地域づくり一括交付金交付要領」により、市が認定した地域自治協議会の活動に要する経費に対し、継続的に予算の範囲内で交付金が交付されています。

そして、設立2年目以降については、「地域活動推進に関する事業の交付金」（地域活動推進交付金に相当）と「自主防災・防犯活動に関する事業の交付金」（自主防災・防犯組織活動交付金に相当）を受け取ることができ、この一括交付を希望した場合は未加入世帯分が加算されます。（要領第4条）

また、翌年度以降に計画する対象事業の財源を確保するために、5年間を限度に交付金の一部を積み立てることが可能です（要領第11条）。

＜趣旨；第1条＞

市が交付する交付金等の柔軟な運用により、市民参画及び協働によるまちづくりのより効果的かつ効率的な推進を図るため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例（平成21年奈良市条例第34号。以下「条例」という。）第2条第8号に規定する地域自治協議会（以下「協議会」という。）の活動に要する経費に対し、予算の範囲内で奈良市地域づくり一括交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとする。

＜交付対象者；第2条＞

交付金の交付を受けることができるものは、協議会とする。

＜交付対象事業；第3条＞

交付金の交付を受けることができる事業等（以下「対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の運営及び自主的、自立的なまちづくりに関する事業

(2) 地域活動推進に関する事業

- ア 区域内の住民の対話促進及び地域コミュニティの推進に関する事業
- イ 区域内の住民の要望事項等の集約に関する事業
- ウ 区域内の住民がともに支えあう地域福祉の充実に関する事業

(3) 自主防災・防犯活動に関する事業

＜交付対象経費及び交付金の額；第4条＞

交付金の交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）は、対象事業に要する経費とする。ただし、交際費、慶弔費及び懇親会に係る経費のほか、市長が社会通念上適切でないと認める経費は対象としない。

2 交付金の額は、別表各号の合計額とする。

3 前条第2号及び第3号に掲げる事業の交付金の交付は、条例第2条第8号の認定を行った年度から起算して1年度を経過した年度から受けることができる。ただし、協議会を構成する地区自治連合会又は自主防災・防犯組織が、奈良市地域活動推進交付金又は奈良市自主防災・防犯組織活動交付金の交付を受けるときは、当該協議会は当該各号に係る交付金を受けることはできない。

4 前条第2号及び第3号に掲げる事業の交付金の交付を受ける協議会は、当該各号に掲げる事業を必ず実施し地域活動及び自主防災・防犯活動の推進に努めなければならない。

＜交付金の交付申請；第5条＞

交付金の交付を受けようとする協議会は、地域づくり一括交付金交付申請書（様式第1号）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 役員名簿
- (5) 参加団体一覧
- (6) 組織図
- (7) その他市長が必要と認める書類

＜実績報告書の添付書類；第10条＞

交付金の交付を受けた協議会は、地域づくり一括交付金実績報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて、対象事業の完了後、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

＜積立金；第11条＞

協議会は、翌年度以後に計画する対象事業の財源を計画的に確保し運用するため、交付金の一部を積立金として積み立てることができる。ただし、積立金を投機、貸付け等、収益を得又は対象事業以外の事業のための運用をしてはならない。

2 協議会は、積立てを行うときは市長と協議を行わなければならない。この場合において、協議会は、あらかじめ地域づくり一括交付金積立計画協議書（様式第6号）により市長にその旨を申し出なければならない。

3 市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画承認（不承認）決定通知書（様式第7号）により通知するものとする。

- 4 積立金から生ずる利子収入等の収益については当該積立金に繰り入れるものとする。
- 5 協議会が積み立てることができる期間は、第3項の承認を受けた日の属する年度から起算して5年間を限度とし、6年目に当たる年度内には積立金の全額を目的の事業に充てなければならない。
- 6 積立ての対象となる事業（以下「積立金事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものでなければならない。
- (1) 第3条第2号又は同条第3号に掲げる事業
 - (2) 事業費が高額であり、単年度で実施することができない事業
- 7 協議会は、積立ての内容を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに地域づくり一括交付金積立計画変更協議書（様式第8号）により市長にその旨を申し出なければならない。
- 8 市長は、前項の申し出を受けたときは、当該内容を審査し、速やかに変更又は中止について承認の可否を決定し、地域づくり一括交付金積立計画変更承認（不承認）決定通知書（様式第9号）により通知するものとする。
- 9 協議会は、毎年度、積立金として積み立てた額、積立金事業の実施状況、積立金に対する利子収入の額その他市長が必要と認める事項について、地域づくり一括交付金積立金事業状況報告書（様式第10号）により、当該年度の末日までに市長に報告しなければならない。
- 10 協議会は、積立金事業が完了したときは、地域づくり一括交付金積立金事業完了報告書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

＜交付金の返還；第13条＞

市長は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当すると認められるときは、協議会に対し、期限を定めて、交付金の返還を命じることができる。

- (1) 前条の規定により交付金の交付の決定を取り消した場合において、交付対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に交付金が交付されているとき。
- (2) 地域づくり一括交付金積立計画の変更又は中止により積立金に不用額が生じたとき。

＜別表；第4条関係＞

交付金	交付額
第3条第1号に関する交付金	区域内人口に応じ、以下の額 2,000人以下 40万円 2,001人以上5,000人以下 45万円 5,001人以上10,000人以下 50万円 10,001人以上15,000人以下 55万円 15,001人以上 60万円
第3条第2号及び第3号に関する交付金	(1)と(2)の合計額 (1) 15万円+50円×自治会加入世帯数+25円×自治会未加入世帯数 (2) 区域内世帯数に応じ、以下の額 999世帯以下 27万円 1,000世帯以上2,999世帯以下 36万円 3,000世帯以上4,999世帯以下 45万円 5,000世帯以上の場合 54万円

資料

【参考：自治連合会主導のケース】 地域自治組織設立準備会 会則(例)

(名称及び事務所)

第1条 この会は、「〇〇地域自治組織設立準備会（以下「本準備会」という。）」と称し、事務所を会長宅に置く。

(目的)

第2条 本準備会は、〇〇地区自治連合会をはじめ、〇〇地区における多様な主体が構成員となり、地域一体となって民主的に地域づくりを実践する組織「（仮称）〇〇地域自治協議会（以下「協議会」と称す。）」の設立に向けて必要な調査検討協議を行い、その結果を〇〇地区自治連合会に報告提案することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 本準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会設立に向けた準備、検討、実施各段階における作業に関する事項
- (2) 協議会の規約作成に関する事項
- (3) 協議会の構成員及び役員の候補者選任に関する事項
- (4) 協議会の設立経過の議事録作成に関する事項
- (5) 〇〇地区における地域自治計画の策定に関する事項
- (6) 設立年度の事業計画及び予算書作成に関する事項
- (7) その他前条の目的達成及び前各号に関連する事項に関すること。

(組織)

第4条 本準備会は、〇〇地区自治連合会をはじめ、協議会設立に賛同する地区内各種団体の役員の中から選任された者を以て組織する。

(役員)

第5条 本準備会に、次の会長、副会長及び委員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 ○名（内1名は「事務局長」とする。）
- (3) 委員 若干名

2. 本準備会に事務局を置き、事務局員は〇名とし、前項の委員の中から会長が指名する。

(役員の任務)

第6条 会長は、本準備会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは会務を代理する。
3. 副会長の内1名は事務局長となり、事務全般を掌る。

(会議)

第7条 本準備会の会議（準備会議）は必要に応じ会長が招集し、会長が座長となる。

2. 会議は、役員の過半数の出席を以て成立する。
3. 議決は出席者の過半数を以て成立する。賛否同数の場合は会長が決する。
4. 会議には、必要あるとき関係者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(設置期間)

第8条 本準備会の設置存続期間は、第3条の目的を達成するまでの期間とする。

(委任)

第9条 この会則に定めるもののほか、本準備会の運営その他について必要な事項は、会長が会議に諮って決定する。

(参与)

第10条 本準備会に、行政機関等から指導助言を受けるため参与を置くことができる。

(会計)

第11条 本準備会に会計及び会計監査を置くことができる。

2. 会計及び会計監査は、役員以外から会長が指名し会議に諮って承認する。
3. 本準備会の運営に必要な費用は、当面、〇〇地区（組織名）で負担する。

附則 ; (施行期日) この会則は、令和 年 月 日から施行する。

【参考：奈良市提供】 地域自治協議会 規約（例）

※印の項目は、必須事項です。

規約の内容は、地域の実情や活動内容に応じて変更してください。

第1章 総則

（名称）※

第1条 この協議会は、〇〇地域自治協議会（以下「協議会」という。）という。

【解説】

奈良市では、「地域自治協議会」という独自の名称を使用していますが、地域により、親しみやすく認識されやすい名称にすることも可能です。また、地区名を入れることで、その協議会の区域がどの地域を範囲としているのか、一般的に広く理解しやすくなります。

（目的）※

第2条 協議会は、〇〇地区を住みよい地域にするため、〇〇地域自治計画に基づき、地域一体となって民主的に地域づくりの実践に努めることを目的としている。

【解説】

目的は、構成員の方々の合意を得て、協議会の活動に合わせて設定してください。

（事務所の所在地）※

第3条 協議会の事務所は〇〇に置く。

（活動の内容）※

第4条 協議会は第2条の目的を達成するため、次に掲げる取組を行う。

- (1) 地域課題の把握や情報の発信
- (2) 地域課題の解決に向けての協議及び事業の実施
- (3) 地域自治計画に基づく事業の実施
- (4) その他、協議会の目的達成のために必要な活動

2 協議会は第6条に定める構成員が、組織の運営及び活動に参加しないことを理由として、不利益な取り扱いはしないものとする。

【解説】

地域の課題や目指す将来像によって活動の内容は異なってきます。十分な話し合いを経て、地域の実情に即した活動内容を設定することが大切です。地域の課題に対応し、また地域の強みを活かした活動を行いましょう。

(区域) ※

第5条 協議会の区域は別表1のとおりとする。

【解説】

または、「〇〇小学校区とする。」等の表現で区域を明示してください。

区域は、一定のまとまりのある地域として、おおむね小学校区としており、複数の協議会に重複して属することはできません。ただし、隣接する区域が一体となるなど、住民が活動しやすい区域を選択できるよう柔軟に対応するとともに、各地域の実情に合わせたエリア設定を地域の話し合いによって決定してください。

第2章 協議会の構成※

(協議会の構成員)

第6条 協議会の構成員は次の各号に掲げるものとする。

- (1) 協議会の区域内に居住する全ての者
- (2) 次に掲げるもののうち、協議会への参加を希望し、第23条に定める理事会が承認したもの
 - ア 区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
 - イ 区域内で活動する個人及び法人その他の団体
 - ウ 区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
 - エ 区域内に存する学校等に在学等する者

【解説】 各地区的自治連合会や社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、自主防災防犯組織や地域で活動する各種団体や住民が連携して協議を行います。

各種団体への加入の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、地域の住民全員が地域自治協議会の構成員となり、活動に参加していきます。

(構成員の例)

分類	団体名
地域社会	自治連合会（自治会含む）、万年青年クラブ、地域婦人団体
社会教育	人権教育推進協議会、地域教育協議会、学校・園、学校・園のPTA・保護者会、バンビホーム保護者会
福祉	社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会
健全育成	少年指導協議会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ協会、子ども会
防災・防犯 交通安全・救護	自主防災防犯組織、交通安全指導員、地域安全推進員、消防団、女性防災クラブ、日赤奉仕団
事業所・NPO ボランティア等	事業所、商店会、NPO法人、ボランティア団体、マンション管理組合、まちづくり団体

2 前号の規定にかかわらず、暴力団若しくはその構成員の統制下にあるもの、ならびに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に規定する処分を受けてい る団体又はその統制下にあるものは協議会の構成員となることができない。

第3章 役員※

(役員)

第7条 協議会には次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 若干名
- (4) 監事 2名以上

【解説】

役員の種別や人数は、協議会の実情や活動内容に応じて、適切な体制を配置してください。必要であれば、この他の役員を設置することもできます。

(役員の選任)

第8条 役員は総会での承認を経て決定する。

【解説】

役員の選任は、民主的かつ公平で透明性の確保された方法で行うことが大切であり、開かれた協議会を設置する第一歩となります。例えば、役員会で選出した人を総会で承認したり、選挙を用いる方法もあります。

※地方自治法第92条の2では地方公共団体の議会の議員の兼業禁止が規定されて いるため、本市の市議会議員が協議会の役員等になることによって、本市との関係 において、協議会の活動が制限される可能性がありますので注意が必要です。

(役員の職務)

第9条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- (3) 会計は、協議会の会計事務を行う。
- (4) 監事は、協議会の会計、資産及び事業の執行状況を監査し、総会に監査報告 をする。

【解説】

役員の職務の内容は、協議会の実情や活動内容に応じて規定してください。

なお、監事は、協議会の会計処理が適正に行われているかどうか監査する重要な役職 であり、他の役員等から責任の独立した人を選出し、会長、副会長及びその他の役員 と兼務することは避けてください。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は、1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長4年まで再任することができる。

2 役員の中で欠員が生じたとき、補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

【解説】

役員の任期は、協議会の実情や活動内容に応じて規定してください。再任を認めることも可能です。

第4章 会議

(会議)

第11条 協議会の会議は、総会、理事会及び部会とする。

2 会議は、原則として全て公開し、協議会の構成員は傍聴できるものとする。ただし、それぞれの会議を代表する者が認めた場合には、その他の者も傍聴できるものとする。

【解説】

協議会の会議は、原則として公開し、誰もが組織の意思決定及び運営に関する情報を得ることができるよう配慮してください。

第5章 総会※

(総会)

第12条 総会は、協議会の最高議決機関とする。

(総会の種別)

第13条 総会は、定期総会と臨時総会の二種とする。

(総会の構成)

第14条 総会は、代議員をもって構成する。

【解説】

総会の開催方法は、代議員制とする方法だけではなく、構成員全員が出席する方法もあります。

2 代議員の定数は〇名までとし、別表2に掲げる各団体より選出した者と公募により選ばれた住民により構成し、任期は1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長4年まで再任できる。

【解説】

構成員の総意を汲むものとなるよう総会を構成してください。

3 別表2に掲げる代議員数は、理事会の協議決定により変更することができる。

(総会の機能)

第15条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 事業計画及び予算案
- (2) 事業報告及び決算
- (3) 地域自治計画の変更
- (4) 規約の変更
- (5) 総会で提案された事項
- (6) 役員の選任と解任
- (7) その他協議会の運営に関する重要な事項

(総会の開催)

第16条 定期総会は、毎年度決算終了後2ヶ月以内に開催する。

【解説】

定期総会は、毎年度決算終了後の早い時期に行うことが望ましいです。

2 臨時総会は、会長が必要と認めた場合又は代議員の3分の1以上の請求があった場合に開催する。

(総会の招集)

第17条 総会は、会長が招集する。

2 総会を招集するには、少なくとも会議開催の1週間前までに、会議の日時、場所及び目的を示して、代議員に文書をもって通知しなければならない。また、併せて、所定の場所に掲示しなければならない。

(総会の議長)

第18条 総会の議長は、その総会に出席している代議員の中から互選により選出する。

(総会の定足数)

第19条 総会は、代議員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

(総会の議決)

第20条 総会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合には、出席している代議員の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

【解説】

議事内容については、十分な話し合いを行い、意思統一を図った上で決してください。

(総会の書面表決等)

第21条 やむを得ない理由のため総会に出席できない代議員は、あらかじめ通知された事項について、議長又は他の代議員を代理人とし、委任状により表決を委任することができる。

(総会の議事録)

第22条 総会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 代議員総数及び出席代議員数（委任状を含む）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名押印しなければならない。

第6章 理事会

(理事会)

第23条 協議会の運営に関する事項及び総会に諮るべき事項を審議決定するために、理事会を設置する。

(理事会の構成)

第24条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事は、総会にて承認した別表2に掲げる各団体より選出した者と公募により選ばれた住民とし、その任期は1年（翌年の定期総会の終了まで）とする。ただし、最長4年まで再任できる。

3 理事は、代議員を兼ねることができる。

(理事会の機能)

第25条 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 総会で承認を得た事業計画に基づく事業の実施に関する事項
- (3) 規約に定める事項
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の招集)

第26条 理事会は、会長が招集する。

(理事会の議長)

第27条 理事会の議長は、会長が務める。ただし、会長に事故があり出席できない場合には、会長が指名する副会長が代理できるものとする。

(理事以外の出席)

第28条 会長が必要と認める時は、理事以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(理事会の定足数)

第29条 理事会は、理事の過半数の出席をもって成立する。

(理事会の議決)

第30条 理事会の議事は十分に話し合い決する。意見が分かれた場合は出席理事の過半数をもって決し、可否同数となった場合は議長の決するところによる。

(理事会の議事録)

第31条 理事会の議事録を作成し、次の事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数及び出席理事数
- (3) 出席理事氏名
- (4) 開催目的、審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果

第7章 執行機関※

(部会)

第32条 地域自治計画に基づく事業を実施するため、次の部会を設置することができる。

- (1) 安心、安全に関する部会
- (2) 健康、福祉に関する部会
- (3) 教育、文化に関する部会
- (4) 環境整備に関する部会
- (5) 地域交流、活性化に関する部会

2 各部会の長は、各部会を構成する者の中から互選により選出する。

【 解説 】

部会の数や内容、構成等については、協議会の活動内容や地域の実情に合わせて組織してください。

(部会の報告)

第33条 部会の長は、理事会に対し事業の執行状況を報告する。

第8章 事務局

(事務局)

第34条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、理事会が任命する。
- 4 事務局には、必要に応じて事務局員を置くことができる。
- 5 事務局の運営に関する事項は、理事会で定める。

【 解説 】

事務局は、協議会の庶務や会計事務、予算執行や事業執行状況の把握、行政との連絡調整等の機能及び役割が考えられます。各協議会の状況に適した体制を設置してください。

第9章 地域自治計画※

(地域自治計画の策定)

第35条 区域の将来像、目標、基本方針等をまとめた地域自治計画について、適宜検討し、必要に応じて見直すものとする。

【 解説 】

地域自治計画は、地域住民の一人ひとりが自らの生活環境について考え、自主的にまちづくり活動へ参画するための指針となるものです。地域の現状や課題を整理して、地域で十分に話し合い策定してください。また、活動の進捗や地域の課題等状況の変化に伴って内容の点検や検討を行い、必要な場合には見直しを行ってください。

第10章 会計及び監査※

(収入の構成)

第36条 協議会の経費は、協賛金、協議会が行う事業等の収入、市からの交付金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第37条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

【 解説 】

会計年度については、市の会計年度が毎年4月1日から翌年3月31日までとされており、協議会においても、市の交付金の精算事務を行う必要がありますので、市と同一の会計年度とすることが推奨されます。

(会計帳簿の整備)

第38条 協議会は、会の収入および支出を明らかにするため、会計に関する帳簿を整備する。

【 解説 】

協議会のすべての収入・支出に関する帳簿を作成し、領収書などと合わせて管理してください。帳簿には、収入または支出日、金額、摘要（事業名・用途・単価などの明細）、科目を記載してください。

2 構成員による帳簿閲覧の請求があったときは、正当な理由がない限り、この閲覧を認めなければならない。

【 解説 】

構成員から帳簿や領収書などの閲覧の要望があればいつでも対応できるよう、原本またはコピーしたものを事務所等に備え置いてください。

(監査)

第39条 監事は会計年度終了後、速やかに監査を実施し、その結果を総会にて報告する。

第11章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第40条 この規約を変更する場合は、第20条の規定に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

(解散)

第41条 協議会を解散する場合は、第20条の規定に関わらず、総会において、代議員の4分の3以上の賛成を得なければならない。

第12章 その他

(その他)

第42条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は理事会が別に定める。

附 則

この規約は、令和〇〇年〇〇月〇〇日より施行する。

別表1（第5条関係）

協議会の区域	町名一覧
	〇〇町、〇〇町一丁目、〇〇町二丁目、〇〇町三丁目、△△町、△△町一丁目、△△町二丁目、□△町の一部

別表2（第14条関係）

団体等	代議員数	理事数
〇〇地区自治連合会	5	2
〇〇地区民生委員・児童委員協議会	5	2
〇〇地区社会福祉協議会	5	2
〇〇自主防災防犯会	5	2
〇〇一丁目自治会	2	1
〇〇二丁目自治会	2	1
〇〇三丁目自治会	2	1
〇〇小学校PTA	3	1
〇〇万年青年クラブ	5	2
〇〇女性防災クラブ	3	2
NPO法人 〇〇クラブ	2	1
〇〇ボランティアグループ	2	1
□△ボランティアグループ	2	1
〇〇管理組合	2	1
公募による住民	5	2
計	50	22

【解説】

代議員数及び理事数は、各団体の規模や活動内容、活動範囲などを踏まえ、特定の団体の意見に偏らないよう、公平な数に設定してください。

地域自治協議会に関するQ & A

Q1 私たち地域住民は、具体的に何をすればいいですか。

A1 まちづくりの担い手の一人として、地域自治協議会に関心を持ち、できる範囲で地域自治協議会の話し合いや活動に参加していただくことが重要だと考えます。

Q2 地域自治協議会を設立したら、自治会（町内会）や地域の団体はなくなりますか。

A2 地域自治協議会は、各地域に存在する組織に替わるものではなく、各団体が連携協働するプラットフォーム的な組織です。そのため、地域自治協議会の設立とともに既存の団体がすぐさま解散するわけではありません。

Q3 現在の自治会（町内会）や地域の各団体は、今後どのように変わりますか。

A3 自治会（町内会）や地域の各団体は、相互に連携することにより、地域内の課題解決に向けた取組

を検討・実施しやすくなります。また地域内に一体感が育まれ、単独では解決が難しい課題も効率的に解決することが可能となります。

Q4 地域自治協議会を設立するまでに要する期間はどれくらいですか。

A4 地域の実情により差が生まれると思われますが、おおむね数ヶ月から1～2年はかかるものと見込まれます。

Q5 必ず地域自治協議会を設立しなくてはならないのでしょうか。

A5 地域自治協議会を設立することで、

○地域課題に対して、連携して対処することができる。

○地域に一体感が生まれる。

○担い手不足により難しくなった活動を地域全体で取り組むことができる。

といった効果が期待できることから、市内全域で地域自治協議会の設立を目指しています。

Q6 地域自治協議会は、市役所の組織ですか。

A6 市の組織ではありませんが、地域自治協議会はまちづくりを進めていく上で市の重要なパートナーとして、連携・協働していくことになると考えています。

Q7 なかなか人が集まらないのですが、どうしたらいいですか。

A7 地域内の企業や各団体の役員の方、退職した世代の方などに積極的に声を掛け合いまい、地域自治協議会への参加を呼びかけてみましょう。

Q8 既に似たような団体が地域にあるのですが。

A8 その団体が地域自治協議会と類似の機能を持つ場合、その団体が地域自治協議会の中心となることも考えられます。

-MEMO-

